

植民地台湾における強制性病検診治療制の確立過程

張 曉旻

はじめに

第1節 公娼制と強制性病検診治療制

第2節 密売淫者と強制性病検診治療制

第3節 芸妓酌婦と性病検診治療制—台北を事例として

おわりに

(要約)

本稿では、植民地台湾における買売春管理体制の不可欠な要素の1つであった性病検診治療に注目して、売春と関わっていた女性に対する強制性病検診治療制が構築されていく過程を跡づけることにより、公娼制を中核とする買売春管理体制の特質を分析した。娼妓に対する強制性病検診治療制は1906年に台湾全域で統一化されて公娼制を支える柱の1つとして確立しており、芸妓酌婦に対する性病検診治療は1911年以降健康診断書提出の義務化により実施され始めた。1922年に至ると、密売淫者に対する強制性病検診治療が再開され、本島人私娼を「酌婦」として把握しつつ準公娼として取り締まるという方針が採られていく。このように植民地台湾では1906年の公娼制確立を経て1920年代初頭には買売春管理体制が再編されるに至るのであるが、この過程において支配当局は在台内地人社会を性病から守ることを第一義的な課題としており、本島人社会の買売春問題に対しては消極的な姿勢しかとっていなかったといえる。

はじめに

本稿の目的は、植民地台湾における公娼制、さらには公娼制を中核とする買売春管理体制全体のあり方を、強制性病検診治療制の確立過程を跡づける作業を通して、明らかにすることである。

新領地台湾を接収するために上陸した日本軍が最初に直面することになった課題が台湾住民による武装抵抗の鎮圧であったことは言うまでもないが、それと同時に、日本軍は、ペストやマラリアなどの急性伝染病による人的損耗を防ぐという課題にも直面させられた。急性伝染病の流行は、植民地戦争の遂行に必要な軍事力や植民地支配体制の構築に不可欠な人的資源を確保するうえで大きな障害となったので、台湾総督府はその防遏に衛生政策の重点を置くことになった。

一方、当時急性伝染病の流行とともに台湾総督府を悩ませたもう一つの衛生問題は、在台内地人社会における性病の蔓延であった¹。そして、その主要な解決策は、公娼制を中核とする買売春管理体制の構築に求められ、その最も重要な柱とされたのは、性病蔓延の元凶とみなされた娼妓に対する強制性病検診治療の実施であった。

植民地台湾において強制性病検診治療の実施対象とされたのは、売春行為が法的に認められていた「娼妓²」、売春行為が法的に認められていなかった「密売淫者³」、そして、売春行為が法的には認められていなかったが実際には黙認されることも多かった「芸妓酌婦⁴」の三者である。本稿では、この三者のそれぞれを対象とする強制性病検診治療制の成立過程とその後の変遷について検討していく。

ここで、本稿と深く関わっている先行研究について見ておくと、植民地台湾の買売春管理体制の中核となる公娼制について法制面から検討した先駆的な研究として、藤永壮「植民地台湾にお

ける公娼制度の導入とその変遷—法令の分析を通じた基礎的考察—⁵」がある。藤永は、台湾公娼制を基礎づける3つの法的根拠（「貸座敷及娼妓取締規則」・「娼妓検診及治療規則」・「貸座敷区域指定」）のうちの最も中心的な法令である「貸座敷及娼妓取締規則」に注目して、その法令内容の変遷を追跡することで台湾公娼制の導入過程を通時的に分析した。また、筆者は、藤永論文を踏まえて、台湾公娼制の空間的展開に着目し、公娼制の実施地域の拡大過程と未実施地域の実態などを解明している⁶。

しかしながら、藤永論文の場合も、筆者の論文の場合も、「貸座敷及娼妓取締規則」に注目するかたちで分析を行なっているため、近代公娼制の最も特徴的な構成要素である強制性病検診治療制についての検討は行われていない。また、より広く植民地期医療史研究について見ても、ペストやマラリアなどの急性伝染病をめぐる研究成果は相当程度蓄積されているが、慢性伝染病をめぐる研究は全体としていまだ手薄であり⁷、なかでも当時亡国病の1つとされた性病についてはほとんど研究されていないままである。

このように、植民地台湾における性病対策、とくにその根幹として売春行為と関係している女性たちに対して行われた性病検診治療をめぐることは、基礎的な実証研究すらいまの時点では皆無であると言ってよい。そこで、本稿では、そのような研究上の空白を埋めるために、強制性病検診治療制をキーワードとして、植民地台湾における公娼制、さらには公娼制を中核とする買売春管理体制全体のあり方に迫ってみたい。（なお、本稿では、史資料の引用に際しては、読解の便宜を考えて適宜句読点を付した）。

第1節 公娼制と強制性病検診治療制

台湾公娼制は、1896年6月8日の台北県令甲第1号（「貸座敷並娼妓取締規則」）を皮切りとして各地方官庁ごとに次第に導入された。そして、1906年2月に民政長官から各地方官庁に「貸座敷及娼妓取締規則標準」（以下「取締標準」と略す）が通達されたことによって、それまで各地方官庁ごとに異なっていた「貸座敷及娼妓取締規則」が台湾全域で統一化されることになった。これは、台湾公娼制の法制面における確立とみなすことのできる出来事である。

ところで、1906年には、2月に上記の「取締標準」が通達されただけでなく、4月にも同じく民政長官から各地方官庁に「娼妓検診及治療規則標準」（以下「検診治療標準」と略す）が通達されている⁸。この「検診治療標準」の通達によって、「取締標準」の場合と同様に、それまで各地方官庁ごとに異なっていた「娼妓検診及治療規則」が台湾全域で統一化されることになった。このうち、後者の性病検診治療制の統一化は特に注目に値する。なぜなら、これは日本内地においても見られない動きだからである。

では、なぜ植民地台湾においてはこのような統一化がなされたのであろうか。本節では、娼妓に対する強制性病検診治療を規定する最初の法令である台北県令甲第2号（「娼妓身体検査規則」）・同第3号（「娼妓治療所規則」）が公布された1896年6月から、「検診治療標準」が通達された1906年までの約10年間について、娼妓に対する強制性病検診治療制がどのように構築されて

いったのかを見ていこう。

1. 娼妓に対する強制性病検診治療制の概観（1896～1906年）

【表1】は、1896～1906年の間に植民地台湾で発布された娼妓の性病検診治療に関する取締法令を行政区画ごとに発布日順で整理したものである。法令内容は各地方によって若干異なっているが、「検診」と「治療」の2つに大別できる点は同様である⁹。

「検診」については、検診頻度、検診項目、受検不能の場合の手順、罰則などの規定が盛り込まれている。具体的にみていくと、検診は定期検査と臨時検査に分かれており、週1～2回実施の定期検査の場合では、娼妓は決められた日時に検査所（検黥所、駆黥院）に出頭し、警察官吏の立会いのもとで、性病や肺結核などの伝染性疾患の有無について受検せねばならない。検査当日に病気や事故などの理由で受検できない場合は、医師の診断書や貸座敷業者の連署のある届書を検診前に検査所（検黥所、駆黥院）に提出して後日受検する。検査終了後に毎回医師の証印を受けるものとされており、受検していない者は就業できない。また、性病などの伝染性疾患に罹患して入院治療する必要があるとされた場合は、各県庁の治療所規則に従って直ちに入院させられる。

一方、「治療」については、検診治療施設の設置と維持費用、施設内の職務規定、娼妓の入院中の遵守事項などが明記されている。具体的にいうと、地方長官の認可を受けた貸座敷業者が設置した検診治療施設には、少なくとも娼妓の身体検査をする医員、所内の庶務に従事する事務員が配置される。そして、検診治療施設の設備やその維持に要する費用は貸座敷業者が負担する一方、医員や事務員などの給料は地方税によってまかなわれる。また、娼妓の入院中の遵守事項としては、治療費やその他の費用（寝具や食料など）を自己負担すること、入院中の面会や外出には許可が必要とされること、完治するか、入院中に廃業した場合は直ちに退院しなければならないことなどが定められている。

では、実際に娼妓を対象とした検診治療施設はどのような場所に設置されていたのであろうか。【表2】は、1906年までの植民地台湾における娼妓検診治療施設の変遷を示している。娼妓検診治療施設は、原則的には貸座敷区域内あるいはその付近に設置されていた。しかし、艋舺娼妓身体検査所の設置以前には娼妓の検診及び治療が台北医院で行われていたという事例からもわかるように、植民地台湾の娼妓検診治療施設は、当初は貸座敷区域外の一般病院に置かれていたのである。

次に、検診治療施設の名称に注目してみると、当初は娼妓の検診治療に関する規定が地方ごとに違っていたため、施設の名称もそれぞれに異なっていた。たとえば、一般的だったのは娼妓身体検査所、娼妓治療所といった文字通りの名称であったが、一時「駆黥院」（1902年の台北艋舺・滬尾など）、「検黥所」（1902年の台中など）などと改称されたこともあった。このことからわかるのは、性病のなかの「黥毒」を「検出」し「駆除」することが最も重視されていたということである。

なお、その後「婦人病院」という名称が登場する。1904年1月に台北庁の娼妓駆黥院が艋舺婦

人病院と改称されたのをはじめ、「検診治療標準」が通達された1906年4月以降には、基隆・台中・新竹・嘉義・鳳山の順に、婦人病院が次々と設立された¹⁰。

2. 娼妓に対する強制的性病検診治療制の確立—「検診治療標準」の通達

日本による台湾の接収は、1902年に漢民族によるゲリラ的抵抗を一応制圧したことにより一段落を迎えるが、そのようにして支配体制が安定していくなか、台湾総督府は娼妓に対する性病検診治療制の不備に目を向けた。その事実を物語っているのは、1903年6月の民警第一六五〇号「娼妓身体検査規則其他二関スル照会ノ件¹¹」(以下「民警第1650号」と略す)である。6月22日に立案されたこの公文書は、翌23日に決裁されたあと、民政長官後藤新平の名で日本内地の大阪府・兵庫県・長崎県・鹿児島県・沖縄県の5府県知事に発送されている¹²。総督府は、現行の娼妓に対する性病検診治療制には「不備ノ点」が多く「標準制定」の必要性があると考え、その参考とするため上記の5府県に「至急御取調ノ上御回報」を願い出たのである¹³。

前述したように、植民地台湾の公娼制が確立するのは、1906年2月の「取締標準」通達によってであるが、そのことを踏まえうえて「民警第1650号」が出された時期(1903年6月)に注目してみると、総督府は、貸座敷・娼妓を対象とする取締規則を標準化するのより2年も前に、娼妓に対する強制的性病検診治療制を標準化しようと意図していたことがわかる¹⁴。1903年6月の時点で、総督府は、内地5府県の制度を参考にしながら娼妓に対する強制的性病検診治療制を標準化するとともに、婦人病院を設立することで既存の検診治療施設の不備を改善しようと考えていたのである¹⁵。

しかしながら、総督府は、内地5府県からの回答を受け取っても娼妓に対する強制的性病検診治療制の標準化にはすぐには着手しなかったし、婦人病院の設立も1904年にはわずか2ヶ所(艋舺・台南)にとどまった。このようにいったん動きが止まったのは、日露戦争の影響によってであったと考えられる。日露戦争下では台湾海峡がバルト海から日本海に向かうバルチック艦隊の通り道となったため、台湾では警戒が強化され、1905年4月13日にはまず澎湖島に、ついで翌月12日には台湾本島に戒厳令が発令された。そのようにして臨戦態勢が敷かれるなかで、台湾では、中国大陸に避難する本島人や、日本内地に帰還する在台内地人が続出し¹⁶、売春業もその影響を強く受けて¹⁷、娼妓の人数も減少した¹⁸。前述の動きはそのようななかでいったん中断されることになったのである。

前述の動きが再開されるのは、「民警第1650号」が出されてから2年後の1905年9月29日に立案された民警第一九一一号「娼妓検診及治療規則並ニ婦人病院組織及職務規定発令ノ件¹⁹」(以下「民警第1911号」と略す)によってであり、そこには、「娼妓検診及治療規則」の改正案が明記されている。ここでまず注目すべきなのは、この改正案では「娼妓検診及治療規則」が「府令」とされている点である。この改正案では、新しい娼妓検診及治療規則は「府令」として発布することが予定されていたのである。しかし、この府令案はのちに廃案になってしまう。

この府令案、すなわち「民警第1911号」によれば、「娼妓検診及治療規則制定ノ必要」が生じてくるのは、「目下御詮議中ノ貸座敷及娼妓取締規則案」と連動してのことであった。ここにい

う「貸座敷及娼妓取締規則案」とは、1905年6月に立案された民警第一六九二号「貸座敷及娼妓取締規則標準送達ノ件²⁰」を指す。つまり、娼妓を対象とする強制性病検診治療制を標準化しようとする動きは、貸座敷・娼妓に対する取締法令の標準化と連動しながら再開されていったのである。では、「民警第1911号」の府令案の特徴はどこにあるのであろうか。

現今ノ検査ハ凡テ地方税ヲ以テ支弁シ、其治療ニ要スル費用ハ地方税支弁アリ、或ハ貸座敷営業者ニ共同経営セシムルアリ。取扱区々ニ渉リ殊ニ共同経営ニ属スルモノハ治療上ハ勿論諸般ノ取締十分ナラス。故ニ検診及治療費ハ総テ地方税ヲ以テ支弁シ一定法規ノ下ニ取締ヲナスハ公衆ノ健康保護上必要ト思料致候²¹。

この引用にあるように、府令案が注意を払っている点は、娼妓の検診及び治療費用の負担区分である。娼妓の検診費用は従来地方税で負担されていたが、治療費用の扱いは各庁によって異なっており、地方税から支出される場合もあれば、貸座敷業者の負担になる場合もあった。娼妓自身の治療が行き届かないのみならず、「諸般ノ取締」にも不都合が生じてくる大きな原因はこの点だったため、娼妓の「検診及治療費」をすべて地方税で負担するという方針が出された。この方針は府令案の第13条に反映されていた²²。

また、この方針は「公衆ノ健康保護上必要」とされていた。つまり、娼妓の治療費用を地方税で負担する目的は、娼妓自身の健康を保つことではなく、娼妓の性病感染を予防し、感染した場合には確実に治療することを通して、〈安全な身体〉を確保し、「公衆」（＝男性社会）に〈安全な性〉を提供することであった。換言すれば、定期的に〈点検〉（＝検診）され、欠陥・故障がある場合に〈修理〉（＝治療）を施される娼妓は、男性社会に〈安全な性〉を提供する道具にすぎなかったといえる。

以下、その後の展開を見ていくことにしよう。

前述したように、「民警第1911号」は最終的に廃案となり、1906年の民警第三五九号「娼妓検診及治療規則標準各庁長へ通達ノ件²³」（以下「民警第359号」と略す）に差し替えられた。「民警第359号」は、台湾総督府警察本署衛生課によって1906年2月19日に立案され、同年4月26日に決裁され、4月27日付で民政長官の名で各庁長に「至急」通達されたものである。

「民警第359号」に提示された「娼妓検診及治療規則」の特徴として、まず目につくのは、「府令」レベルでの制定から「庁令」レベルでの制定に変化した点である。理由としては、府令レベルで発布される予定だった「貸座敷及娼妓取締規則」が保安課の決定で「庁令ノ標準トシテ通達」されたため、府令案だった「娼妓検診及治療規則」も同様なかたちで通達すればよいということになったのであると考えられる²⁴。

これらのことが示すように、台湾総督府は、台湾公娼制を統一化しようとした際、最初は府令による統一化を構想したが、結局「取締標準」と「検診治療標準」を各庁に通達しそれぞれに庁令として発布させるというかたちで台湾全域での公娼制の統一化を図ったのである。こうして、中央の総督府としては買売春管理には直接には関与しないという方針を表向きは採りながら、関

連法令を制定する権限を地方官庁に委譲するかたちで買売春を黙認し管理するという、矛盾をはらんだ二重構造が維持されていったのである²⁵。

ただし、「民警第359号」には、各地方官庁が「土地ノ状況ニヨリ此標準 (=「検診治療標準」)ニ抛リ難」い場合には「事情ヲ具シ総督ノ認可ヲ」得るべきだという条文が付加されている²⁶。ここからは、台湾公娼制の実施権限は形式的には各地方官庁に一任されていたが、それはあくまでも中央の総督府の監督下においてのことであったことがわかる。

では、従来の法令と比較して、「検診治療標準」にはどのような特徴が見られるのだろうか。簡潔に言えば、検診精度の向上、就業許可の取消などの明文化によって、娼妓の身体管理をより強化している点が目立つ。

第1条に記されているように、娼妓に対する検診治療は、専門施設の婦人病院のみならず、指定公医によっても行われることとなった。娼妓の検診治療場所の拡大・明文化は、性病予防を主目的とする検診治療の実施の徹底化を意味している。

また第8条では、性病に罹患して「3箇月以上ノ治療ヲ要」する者、「治癒ノ見込」がない者に対して就業許可を取り消すと定められている。ここからは、性病の治療に3ヶ月以上の長期間を要する娼妓や、治癒の見込みのない娼妓には、〈安全な性〉を提供するための道具としての価値はもはや認められないから、就業許可を取り消して治療を打ち切るのは当然である、という発想がみてとれる。

娼妓を対象とする強制検診治療制は、娼妓ではなく、娼妓を買う男性を、性病感染から守ることを主眼として、構築されたものだった。すなわち、〈安全な性〉を提供する道具として娼妓の身体を管理するために定期検診を受けさせるとともに、性病に感染していることが判明したら直ちに強制治療を行うというシステムが作りあげられたのである。1906年の「検診治療標準」の通達は、このようなシステムを基礎づける法令を台湾全域で法制上統一化するものであったとともに、娼妓の身体管理をより徹底的に推し進めるものでもあったといえる。

第2節 密売淫者と強制的性病検診治療制

植民地台湾における買売春管理は、公娼制の実施と密売淫の取り締まりとが表裏の関係で同時にスタートした。国家公認の売春制度としての公娼制が存立するためには、国家非公認の売春行為(密売淫)を厳格に取り締まる必要があったからである。しかしながら、公娼制の実施と密売淫の取締とは性病検診治療の強制実施という点では共通性を持つ。本節では、【表3】に即して、密売淫者に対する強制的性病検診治療制がどのように構築されていったのかを追跡していく。

1. 密売淫者に対する強制的性病検診治療制の標準化

植民地台湾における密売淫取締法令の第1号として1896年6月8日に発布された台北県令甲第5号「密売淫取締規則」に続き、同年には台中県で、翌1897年には澎湖庁・宜蘭庁・鳳山県管内でほぼ同内容の法令が発布されている。このように各地方官庁によって制定された密売淫者の取

締規則以外にも、日本内地の刑法が植民地台湾に延長施行された1896年8月からは²⁷、台湾全域で刑法第425条も密売淫取締の法的根拠となった²⁸。したがって、当初の段階では、密売淫の取り締まりは延長施行された刑法と各県庁の法令の2つに依拠して行われた。条文を見ると、刑法第425条は密売淫者、密売淫行為の媒介者、及びその場所の提供者の三者に対する処罰が規定されているのに対して、各県庁の法令は主に密売淫者の性病検診治療について定めていることがわかる。ここでは、後者に注目して検討していきたい。

【表3】からわかるように、必ずしもすべての地方官庁がそのような法令を發布したわけではなく、逆に1898年の台北県をはじめとして、のちにはそのような法令は次々と廃止されていっている。こうした事態はなぜ起きたのだろうか。1897年7月の民総第一一八七号ノ一「検徴ニ付便宜取締法ヲ設クルノ件²⁹」(以下「検徴取締法」と略す)という公文書に注目して考えてみたい。

台湾公娼制が発足した約1年後の1897年7月1日に、民政局長水野遵は、中央衛生会会長の肩書きで乃木希典総督に建議書を提出した。この建議書は、「本島ニ於ケル花柳病ノ蔓延甚シ」いことについて中央衛生会で討議した結果を踏まえ、「検徴法ノ完備」が必要であると提言している。この提言に基づいて作成されたのが「検徴取締法」である。

1897年7月3日に総督府民政局衛生課によって立案され、同月7日に総督府の訓令として各県庁に発せられた「検徴取締法」は、主に2つの部分からなる。前半は同法の作成理由に関する内容であり、後半は具体的条文（全5項）である。作成理由を述べた箇所を以下に引用する。

近来本島ニ於テ花柳病ノ蔓延甚シク、昨年来渡台内地人ノ約四分一ハ該病ニ罹リ、本年ニ於テ更ニ其数ヲ増加スルモノノ如シ。従来諸般ノ取締方法ヲ設クト雖、未タ其減少ヲ見ル能ハサルハ主トシテ検徴法ノ完備セサルニ基ク、依テ左ノ標準ニ依リ土地ノ情況ヲ斟酌シ便宜取締法ヲ設クルヘシ³⁰。

ここにみられるように、「検徴取締法」の目的は、植民地台湾で深刻化しつつある性病蔓延を食い止めることであった。1896年6月以来、公娼制の導入や密売淫取締規則の制定など「従来諸般ノ取締」が実施されてきたにもかかわらず、「昨年来渡台内地人ノ約四分一ハ該病ニ罹リ」、今年については「其数ヲ増加スル」傾向がみられた。そこで、台湾総督府はこの好ましくない状況に及んだ原因を「検徴法」の不備にあると認識し、「検徴法」の「標準」を作成したのである。

つまり同法は、性病に感染した内地人が日々増加する状況を食い止めるために打ち出されたものである。ここから、台湾総督府にとっては在台内地人社会こそが性病の感染・蔓延から守るべき対象であったことがわかるだろう。では、その「標準」は具体的にはどのような内容であったのだろうか。後半の5項の条文を見ていきたい。

- 一 密売淫者取締ヲ嚴重ニスルコト。
- 二 密売淫者ハ身体検査ヲナシ、有毒者ナルトキハ医院若ハ指定公医ノ治療ヲ受ケシメ、患者全治スルモ尚ホ必要ノ期間每一週日之ヲ召喚シ、身体検査ヲ為シ無毒者ト雖、同様身

体検査ヲ為スコト。

- 三 小市街ノ貸座敷ナキ地ニ於テ密売淫者ト認メタル者ハ警察官署ノ特別監督ニ付シ、黴毒予防上ノ取締ヲ為スコト。
- 四 貸座敷営業者多キ地ニ於テハ速ニ駆黴院ヲ設置セシムルコト。
- 五 駆黴院ナキ市街ニ在リテハ自宅治療ヲ許シ警察官署ノ監督ヲ受ケシムルコト³¹。

第1～3項は密売淫者の取締方針を中心とするもので、第4～5項は駆黴院の設置に関するものである。

第1項に見られるように、「密売淫者」こそが「検黴取締法」での取締対象であった。第2項と第3項には、密売淫者に対する「検黴」実施の手順が明記されている。まず、引致された密売淫者に性病検診を受けさせ、「有毒者」であることがわかれば、治療を強制的に実施する。そして、密売淫者が治癒退院しても警察の「特別監督」下に置き、定期的に性病検診を行う。また、貸座敷が多い地域には駆黴院を速やかに設置し、貸座敷がない地域では警察の監視のもと自宅療養を行わせると定められている（4～5項）。こうした手順からわかるように、密売淫者に対しても、娼妓に準じて、性病検診治療を強制的に実施することとなったのである。つまり台湾総督府は、在台内地人社会における性病蔓延問題を解決するため、娼妓はもちろん、密売淫者をも「嚴重ニ」取り締まり、さらに双方に対する強制的性病検診治療の実施を徹底させたのである。

こうして、密売淫者に対する強制的性病検診治療を中核とする「検黴取締法」が1897年7月に総督府から各地方官庁に訓令として通達され、各地方官庁は「土地ノ情況ヲ斟酌シ便宜取締法ヲ設」けることが求められることになった。管見の限り、「検黴取締法」に基づいて密売淫者に対する取締法令を発布した地方官庁は、澎湖庁（1897年8月の庁令第4号「密売淫取締規則」、同年10月の庁令第8号「黴毒予防規則」³²）、宜蘭庁（1897年9月の庁令第8号「売淫取締規則」）、鳳山県（1897年10月の県令第12号「売淫取締規則」）の3県庁のみであるが、以上の法令にはいずれも性病検診及び治療の強制実施が規定されている。

このように、密売淫者を対象とする強制的性病検診治療制の標準化は、民政移行の翌年に見られる。それに対し、日本内地では、密売淫者に対する性病検診治療の強制実施は、1900年6月の法律第84号「行政執行法」の発布を待たなければならなかった³³。つまり、密売淫者に対しても性病検診治療を強制的に実施し、さらにそれを標準化するという動きは、日本内地よりも植民地台湾のほうが一步早かったといえる。

しかし「検黴取締法」が出されたわずか半年後に、同法の中核といえる第2項・第3項は削除されることになる。削除のきっかけとなったのは、1897年末に、台南県知事磯貝静蔵が出した照会書である³⁴。

1897年7月7日に発送された「検黴取締法」を受け取った台南県知事磯貝静蔵は、密売淫者に対して「身体検査ヲ励行」する必要は認めつつも、「標準」のなかの第2項・第3項には人権上の問題があると感じ、1897年12月20日に民政局長曾根静夫に照会した。磯貝知事の照会書を受け取ってまもなく台湾中央衛生会に問い合わせた民政局は、結局「人権ヲ侵害スル嫌有之」、「行政

上穏当ナラサル」という理由で、1898年1月18日に、総督の名で訓令民第二三一号ノ一をもって各地方官庁に「民総第一一八七号訓令中第2項第3項ヲ削除ス」と通達した³⁵。この民第二三一号ノ一によって、台北県、台中県などの地方官庁は次々と強制性病検診治療を中心とする密売淫取締法令を廃止した³⁶。

だが、密売淫者に対する性病検診治療を廃止したのは、果たして単なる人権上の考慮による結果だったのか。この点については後ほど検討する。

2. 25年間の空白（1898年1月～1922年12月）

密売淫者に対する強制性病検診治療制の復活は「行政諸法台湾施行令」が施行された1923年を待たなければならなかった。「行政諸法台湾施行令」は、1922年12月29日に勅令第521号として発布されたものである。これによって、翌1923年1月より日本内地の法律第84号「行政執行法」が植民地台湾にも延長施行されることになった³⁷。この「行政諸法台湾施行令」を法的根拠として密売淫者を対象とする強制性病検診治療制が再び始まることになるのである。

言い換えれば、日本内地では「行政執行法」に依拠して1900年の時点から密売淫者を対象とした強制性病検診治療制が確立していたにもかかわらず、植民地台湾ではその行政執行法が延長施行されていなかったため、1923年1月に至るまで実施されていなかったのである。つまり、法制の変化に限ってみれば、実質25年もの間、植民地台湾においては、刑法第425条（1908年10月以降は「台湾違警例」）のみで密売淫取締が行われており³⁸、密売淫者に対する性病検診治療の強制実施はまったく省略されていたと言ってよい。では、この25年間の空白期間中に、密売淫の取締はどのようになされていたのか、果たして性病検診治療は本当に省略されていたのか。新聞記事を通して検証してみたい。

【表4】は、1898年1月から1922年12月までの間に『台湾日日新報』に掲載された密売淫取締関連記事を日付順に整理したものである³⁹。密売淫者に対する性病検診治療の実施の有無を確認してみると、密売淫者の性病検診に言及する最初の記事が掲載されるのは1922年5月13日付「恐しい毒を持つ密売淫婦、安物買は鼻の用心」であることがわかる⁴⁰。つまり、1922年5月までに掲載された150件余りの記事には、性病検診治療の実施に言及したものはまったく存在しないのである。これによれば、植民地台湾においては、1898年1月から1922年の初め頃までは確かに密売淫者に対する性病検診治療は実施されていなかったと推察されよう。

では、この空白期が生じた理由をどう考えればよいであろうか。ただちに思いつくのは1898年1月に密売淫者の強制性病検診治療に関する規定が廃止された際に挙げられた人権上の考慮という理由である。しかし、もし人権保護という観点からこの規定が廃止されたのであったとすれば、日本内地でも密売淫者に対する性病検診治療が実施されることはなかったはずである。したがって、植民地台湾において密売淫者に対する性病検診治療の規定が廃止されたことを、人権上の考慮という理由のみで説明することはできない⁴¹。次にこの問題を密売淫者の民族構成という観点から考えてみたい。

【表4】の「民族別」欄は、密売淫犯として引致・処分された女性の民族別を示している。民

族別がわかる137件の事例のうち、本島人・内地人の両方に関わる事例1件を別とすると、本島人の事例は106件にも達していて、全体の約8割を占めている。その一方、内地人の事例は30件で、全体の約2割にすぎない（しかも内地人の事例のほとんどは公娼制と隣接する位置にいた酌婦が密売淫を行った事例である）。ここから、当該期の植民地台湾の密売淫者は、本島人女性が圧倒的多数を占めていたと考えられる。

さらに【表4】で整理した記事を詳しく検討してみると、本島人密売淫者の相手について言及した事例が33件あり、その内訳は、内地人男性・本島人男性の両方が関わった事例が2件、内地人男性の事例が6件、本島人男性の事例が25件である。こうしてみると、本島人密売淫者の相手としては、内地人男性もいたが、多くの場合は本島人男性だったと推測できよう。

つまり、密売淫者とその相手は共に本島人であるので、在台北島人社会を性病蔓延から守ることに主眼を置いて買売春管理体制を構築しつつあった支配当局は、密売淫者を対象とする性病検診治療制の構築を意図的に省略したのではないかと推測されるのである。

第3節 芸妓酌婦と性病検診治療制—台北を事例として

植民地台湾においては、芸妓酌婦に対する取締法令は、1911年の府令第69号「芸妓酌婦取締規則」の発布までは、各地方官庁ごとに異なっていた⁴²。ここでは、台湾総督府が所在する台北県（庁・州）を事例として、芸妓酌婦を対象とする性病検診治療制を検討してみよう。【表5】は、50年間の植民地期にわたって台北県（庁・州）によって発布された、芸妓酌婦、及び彼女らの就業先である料理屋や飲食店に対する取締法令を通時的に整理したものである。以下、【表5】に即して、芸妓酌婦に対する性病検診治療制の構築過程と、彼女らの売春行為がしばしば黙認されていたという問題とを関係づけながら、考察していきたい。

1. 芸妓酌婦の身体管理の展開（1896年～1910年代）

台湾公娼制を基礎づける法令の発布にやや遅れて1896年6月25日に発布された台北県令甲第8号「芸妓営業取締規則⁴³」は、芸妓に対する取締法令の第1号である。このなかでは芸妓による売春行為の可否は明示されていないが、「娼妓兼業スルモノハ娼妓取締規則ニ従フ」（第4条）とあることから、芸妓として登録した女性が売春行為の公認を受けようと思ったら娼妓としても登録して娼妓としての管理を受けねばならなかったことがわかる。たんに芸妓として就業する場合は売春行為は公認されていなかった。

1896年6月の台北県令甲第8号は、1904年6月に台北庁令第21号「芸妓稼業取締規則⁴⁴」により廃止になった。台北庁令第21号の内容をみると、娼妓兼業の芸妓は娼妓取締規則によって取り締まれる点は従来のみであるが、さらに第6条が設けられ、「風俗ヲ紊ス行為」があれば「其稼業」を「停止」させる、もしくは「稼業ノ許可ヲ取消ス」という規定が書き加えられている。したがって、この時点までは芸妓の売春行為を禁止しようとする台北庁の姿勢は一貫していたことがわかる。売春行為の禁止を前提とすれば、芸妓に対する性病検診治療制を構築する必要はな

いということになる。

一方、酌婦に対する取締はようになっていたのであろうか。【表5】をみると、1911年までは酌婦を取締対象として制定された法令はなかった。しかしながら、酌婦の働き先の料理屋、飲食店の取締法令から、彼女らに対する取締方針を窺うことができる。

「酌婦」という言葉がはじめて用いられた1902年6月の台北庁令第12号「料理店飲食店取締規則⁴⁵」をみると、第6条には、営業者の遵守事項として「芸妓酌婦其他ノ婦女ヲシテ公衆ノ目ニ触ルヘキ場所ニ於テ粉粧ヲ為シ」たり、「酌婦其他雇女ヲ客ト外出」させたりすることが禁止されている。また同庁令第8条には、「雇女ニシテ性行不良又ハ風俗ヲ紊」す、あるいは「風俗ヲ害スル」恐れがある場合、地方長官は営業者に彼女らを解雇させたり、営業者を営業停止に処したりする権限を持つと定められている。ここから、台北県庁管内においては、「酌婦」を取締対象とする法令は1911年までなかったが、酌婦も芸妓と同様に、売春を含む「風俗ヲ紊ス」行為が一切禁止されていたことがわかる。

しかし、1911年に至ると、9月20日に府令第69号「芸妓酌婦取締規則」（以下「府令第69号」と略す）が發布され⁴⁶、芸妓酌婦売春禁止の取締方針が一変した。その理由は以下のように記されている。

芸妓及酌婦取締規則ハ従来各庁ニ於テ制定シ夫々取締致シ来リタルモ、同一稼業ニシテ各庁其ノ規定ヲ異ニスルカ如キハ取締上統一ヲ欠キ、且ツ従来ノ規則中衛生上ノ顧慮其ノ他ニ付欠点モ不尠候ニ付テハ、全島之ヲ統一スルノ必要ヲ認メ…⁴⁷。

まず目につくのは、「取締上」の「統一」性の欠如という点である。ここでの「統一」とは、台湾全域における取締法令の統一を意味する。また、従来は芸妓のみ、あるいは芸妓と酌婦それぞれに対する取締法令が制定されてきたが、ここでは芸妓酌婦を「同一稼業」として統一的に取り締まるといふ、もう1つの「統一」の意味も含まれている。つまり、従来は各地方官庁によって制定されて、それぞれ異なる内容だった取締法令を統一することになったのに加え、就業内容が異なる芸妓酌婦を同一の法令で取り締まるようになったのである。そして、この「府令第69号」の發布後、各地方庁はこれに基づいて芸妓酌婦に対する取締法令を続々と發布した⁴⁸。台北庁の場合をみれば、1911年10月22日に庁令第8号「芸妓酌婦取締規則施行細則⁴⁹」、訓令第29号「芸妓酌婦取締規則施行手続⁵⁰」が發布され、これ以降、芸妓酌婦を同一の法令で取り締まるようになった。

2つ目に目につく点は、「衛生上ノ顧慮」ということである。この点は如実に条文に反映されており、第1条には、就業許可の申請条件の1つとして「庁長ノ指定シタル医師ノ健康診断書」を提出することが定められている。この「健康診断書」の具体的な検査項目については、次に引用する第7条から推測できるであろう。

庁長ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ芸妓又ハ酌婦ニ対シ、其ノ指定セル医師ノ作成シタ

ル健康診断書ノ提出ヲ命スルコトヲ得。庁長ハ結核、癩、黴毒、伝染性皮肤病ノ疾患アリト診断セラレタル芸妓又ハ酌婦ニ対シ、指定ノ場所ニ於テ治療ヲ命スルコトヲ得⁵¹。

ここから、就業申請の際のみならず、庁長は「衛生上必要」がある場合にはいつでも芸妓酌婦に対して健康診断書を提出させる権限を持っていたことがわかる。そして、健康診断項目は「結核、癩、黴毒、伝染性皮肤病ノ疾患」などであった。性病の中で最も恐れられていた「黴毒」も項目の1つに挙げられていることから、支配当局にとっての「衛生上ノ顧慮」には性病の蔓延問題も含まれていたことがわかる。このように、芸妓酌婦に対する取締が強化されるなかで、衛生上の考慮による身体管理も重視されるようになったのである。

「府令第69号」をみると、従来法令と同様に芸妓酌婦の売春行為を公認しない（第8条）という方針が採られている一方で、芸妓酌婦に対して娼妓と類似した遵守事項が掲げられている（第5条）。例えば、公の場で目立つ化粧をしたり街路を徘徊したりすることを禁止する（第3項）、旅行や就業先以外で宿泊する際には庁または支庁の認可を受けなければならない（第6項）などの条文である。つまり、支配当局は、芸妓酌婦に対してその売春行為を公認しない一方で、娼妓に準じる取締方針を採り、性病予防を目的の1つとして健康診断書を提出させていたのである。そして、この後も、支配当局は芸妓酌婦に対する身体管理を次第に強化していくことになる。

1915年4月21日、民政長官は民警第九八四号「芸妓酌婦疾患治療ニ関スル件」を各庁長に発した⁵²。「取締規則第7条ノ疾患治療」が十分に行われていないため、芸妓酌婦に対して「必要ノ程度ヲ考察シ」て「時々健康診断書ノ提出ヲ命シ」、診断の結果が良好でない者に対しては「治療ヲ厳命」せよ、という内容の通牒である。つまり、芸妓酌婦の検診治療の徹底的な実施が中央から地方に通達されているのである。この「芸妓酌婦疾患治療ニ関スル件」から、芸妓酌婦への身体管理をより一層強化しようとする支配当局の姿勢をうかがうことができる。

このように、1910年代初頭から台湾総督府は、「府令第69号」の発布、「芸妓酌婦疾患治療ニ関スル件」の通達によって、芸妓酌婦の身体管理に着手し、その内容を次第に強化するようになった。このように、芸妓酌婦に対して健康診断書の提出が稼業を行う上での必須条件として課せられるようになったのは、彼女らが性病蔓延の感染源の1つとなることを危惧していたからにほかにならなかった。

2. 芸妓酌婦に対する身体管理の強化（1920年代）

1920年7月勅令第218号によって台湾総督府地方官官制が改正された。地方行政区画が12庁から5州2庁に変更され、従来府令で規定されていた諸営業の取締規則が廃止され、各州庁のレベルで規定しなおされることになった⁵³。

台北州管内では「府令第69号」に代わって1922年9月に州令第46号「芸妓酌婦取締規則⁵⁴」（以下「州令第46号」と略す）が発布された。では、「府令第69号」を引き継いだ「州令第46号」は前者と比べてどのような特徴があるのだろうか。ここで「州令第46号」の第3条第2項と、第5

条第4項を取り上げて考えてみたい。

「州令第46号」第3条は芸妓酌婦が就業できない場合を規定している。その第2項には、就業禁止条件に該当する疾病が挙げられ、結核、癩などの伝染病のほか、「花柳病」も挙げられている。1911年の「府令第69号」に示された「黴毒」は、1922年の「州令第46号」になると「花柳病」へと拡大されることになった。「花柳病」、すなわち梅毒、淋病、軟性下疳という性感染症に罹患した者に対しては、芸妓酌婦の就業が禁止されることになったのである。なお、同州令第8条によれば、就業期間中の検診で「花柳病」に罹患したとわかった場合、指定病院での治療を受けなければならないとされている。このように、芸妓酌婦に対する性病検診治療は、法令上では娼妓のように定期的かつ強制的に実施されるとは明記されていないが、法令の変化や条文の内容から芸妓酌婦に対しても性病検診治療制が構築されていき次第に強制性が増していった過程を把握することができるのである。

一方、「州令第46号」第5条第4項には、芸妓酌婦の遵守事項の1つとして「宿屋又ハ飲食店ニ於テ稼業ヲ為スコトヲ得ス」と定められている。これは、芸妓酌婦の両者に対して宿屋及び飲食店での就業を禁止する規定である。「府令第69号」と同時に施行された1911年10月台北庁令第8号「芸妓酌婦取締規則施行細則」の第5条では、「芸妓ハ宿屋飲食店ニ於テ、酌婦ハ宿屋ニ於テ客席ニ待スルコトヲ得ス」と定められている⁵⁵。つまり1911年の時点では、芸妓は宿屋及び飲食店での就業が禁止されていたが、酌婦については飲食店での就業が認められていたのである。しかし、1922年になると、酌婦に対しても宿屋に加えて飲食店での就業も禁止されるようになる。この時点で、酌婦は、芸妓と同様に取り扱われ、働き先は「料理屋」に制限されるようになった。このことは、台北庁が取り締まりの便宜性という観点から、売春業と深くかかわる芸妓酌婦を「料理屋」での就業に限定して集中管理しようとしていたと理解できる。

このように、1920年代初頭に入ると、支配側は芸妓酌婦への身体管理をより一層強化するようになったのである⁵⁶。

3. 本島人私娼の「酌婦化」

「州令第46号」と並行して、もう1つ興味深い通達がなされている。それは、1922年9月に通達され、同年10月1日より実施された警達第39号「本島人私娼及査某間取締ニ関スル件⁵⁷」である。具体的な内容は以下の通りである。

本島人私娼及査某間（席貸⁵⁸ヲ業トスルモノ）ハ、大正十一年十月一日以降左記各項ニ依り取締ルヘシ。

- 一 本島人私娼（趁食査某ノ類）ハ酌婦ト看做シ、芸妓酌婦取締規則ヲ適用スルコト。
- 二 査某間（俗ニ倚査某間ト称スルモノ）ニシテ室代ヲ收受シ、席貸ヲ業トスルモノハ席貸業トシテ免許ヲ受ケシムルコト。
- 三 市街地ニ在リテハ可成目立タサル地域ヲ適当ニ局限シ、私娼ノ居住並査某間ノ許可区域ヲ定メ、該区域外ニハ漸次此ノ区域内ニ移転セシムルノ方法ヲ講スルコト。

- 四 許可ヲ受ケス芸妓行為ヲ為ス者ハ此ノ際洩ナク調査ヲ遂ケ取締規則ニ依リ相当手續ヲ為サシムルコト。
- 五 将来適当ノ時期ヲ見テ芸妓及酌婦ヲシテ自衛的ニ定期健康診断ヲ行ハシムルコト⁵⁹。

第1項は、本島人私娼を「酌婦」として「芸妓酌婦取締規則」に依拠して取り締まることを規定し、第2項は本島人私娼の寄寓・営業場所である「査某間」を「席貸業」として登録させて取り締まることを規定している。第3項では、人目に触れないある区域を限定し、本島人私娼と「査某間」をその区域に集めて管理すべきことが定められている。ここには「集娼制」と同様の発想が表れている。そして第4項には、許可を得ずに芸妓の稼業に従事するものを厳密に調査したうえで、彼女らに登録手続をさせねばならないとの規定がある。これは、密かに芸妓として就業している者を把握して公的管理の下に置こうとするものである。最後の第5項は、検診治療制に関するもので、芸妓酌婦登録済みの本島人私娼に対して「自衛的ニ定期健康診断ヲ行」わせるべきであると定めている。

この通達には、本島人私娼を公娼に準じる存在として買売春管理体制下に組み込もうとする台北庁の明白な意図が見てとれる。最も注目すべき点は、取締方針が公娼制に準じて設計されていることである。すなわち、登録制（第1～2項）、検診治療制（第5項）、集中管理制（第3項）、認可されていない者への取り締まり（第4項）という4要素は、いずれも公娼制の成立に不可欠な要素に該当するものである。つまり、本島人私娼を名目上は「酌婦」として扱いつつも、実質的には「準公娼」として取り締まろうとしていたのである。ここにはっきりと現れているのは、本島人私娼を買売春管理体制に組み込もうとする台北州の意図である。

本島人私娼の「酌婦化＝準公娼化」という台北庁の動きは、統計数値にも反映されている。台北州管内において、1911年以来1人も存在しなかった本島人酌婦の数は、1922年末に至って急に27人へと増加しているのである⁶⁰。

前節で述べたように、1922年には、25年間（1898～1922年）も実施されていなかった密売淫者に対する強制性病検診治療制が同年末の「行政諸法台湾施行令」の発布によって再び実施されるようになった。このように、1922年という年は、本島人が大多数を占めていた密売淫者に対する強制性病検診治療制が法的に確立した年であったわけであるが、本節で見てきたように、この年は、台北州において本島人私娼を「酌婦」として把握しつつ実質的には「準公娼」として取り締まるという方針が実施された年でもあった。以上のことを踏まえていうなら、台北州はこの時点に至ってやっと本島人私娼の身体管理に着手し始めたと言うことができよう。

おわりに

ここまで、娼妓、密売淫者、芸妓酌婦それぞれに対する強制性病検診治療制の構築過程を分析する作業を通じて、植民地台湾における買売春管理体制のあり方を検討してきた。検討した結果をまとめると、以下のようになる。

娼妓に対する強制性病検診治療制は、1906年4月の「検診治療標準」の通達によって台湾全域で統一化されることになった。そして、治癒の見込みがない場合には廃業させるという規定が設けられたことなどにより、強制性病検診治療制は一層強化されることになった。ただし、強化の目的は、娼妓の健康ではなく、〈安全な性〉を提供できる身体を確保することであった。

密売淫者に対する強制性病検診治療制は、日本内地より3年も早く標準化されたが、実施期間は2年にも満たず、「人権保護」を建前として25年間も消滅状態を呈した後、1922年の「行政諸法台湾施行令」の発布によって再開された。このような経緯をたどることになった理由は、在内地人社会に〈安全な性〉を提供することを最優先する台湾総督府が、本島人が大多数を占める密売淫者に対する性病検診治療制の構築を先送りにし、本島人社会の買売春問題には消極的にか対応しなかったためであると考えられる。

他方、娼妓と密売淫者との中間に位置づけられていた芸妓酌婦に対する身体管理は、1911年9月の府令第69号によって始まった。これにより、法的に売春行為が禁止された存在であったにもかかわらず、芸妓酌婦に対しても性病予防に主眼を置く健康診断書の提出が義務づけられることになった。1920年代初頭になると、梅毒だけでなく全ての性病を検診治療項目とし、また芸妓酌婦の稼業を料理屋に限定するなどの規定が設けられて、身体管理が強化され、芸妓酌婦に対する性病検診治療制が法的に確立した。同時に、本島人私娼を名目上「酌婦」として把握しつつ実質的には「準公娼」として取り締まるという方針も打ち出された。つまり、台湾総督府が本島人社会の買売春問題に本格的に着手したのは、1920年代に入ってからのことだったのである。

以上のことを踏まえるなら、売春と関わっていた女性たちに対する強制性病検診治療制が構築されていく過程においては、在内地人社会を性病から守ることに主眼が置かれる一方、すくなくとも20年代初頭までは本島人社会の買売春問題に対しては消極的な対応しかとられなかった、ということができよう。

ところで、強制性病検診治療制の確立過程に注目した本稿では、1920年代初頭における買売春管理体制の再編については、再編されたという事実の指摘のみにとどまっており、具体的検討を行うことができない。たとえば、1922年以降本島人私娼を「酌婦」として管理した台北州の事例については、台北州当局が彼女らを「娼妓」として管理しなかったのはなぜかという問題が生じてくるし、また台北州以外の地方官庁は管内の本島人私娼に対してどのような管理方針を採ったのかといった問題も生じてくる。今後は、これらの問題に取り組み、20年代以後をも見通すかたちで、さらに研究を進めていきたい。

【表1】「植民地台湾における「娼妓検診及治療規則」及び関連法令一覧(1896~1906年)」

番号	行政区画	法令名	発布日	典拠(注1)		前継法令	後継法令(注2)	
				公文類纂	県庁報			
I. 3県1庁期								
1	台北県	娼妓身体検査規則	県令甲第2号	1896.06.08	9150-1		制定	13により一部改正。 15により廃止
2		娼妓治療所規則	県令甲第3号	1896.06.08	9150-1		制定	15により廃止
3	台中県	娼妓身体検査規則	県令第3号	1896.07.30	85-52	1896年	制定	70・71・76・78により改正
4		娼妓治療所規則	県令第4号	1896.07.30	85-52	1896年	制定	70・71・76・78により改正
※検診制関連法令の発布なし。								
5	澎湖島庁	検徴規則	庁令甲第6号	1896.10.25	495-82	1896年	制定	27により廃止
6		駆徴(梅)院規則	庁令甲第1号	1897.06.18	172-30/495-82		制定	27により廃止
II. 6県3庁期								
7	新竹県	娼妓身体検査及治療所規則	県令第6号	1897.08.18	9326-1	1号(1898.08.31)	制定	1898.08.31台北県令第15号により廃止(注3)
III. 3県3庁期								
8		娼妓身体検査規則	庁令第9号	1901.04.15	614-25	57号(1901.04.15)	制定	55により廃止
9	宜蘭庁	娼妓治療所規則	庁令第10号	1901.04.15	614-25	57号(1901.04.15)	制定	
10		娼妓身体検査所職務規程	訓令第11号	1901.04.15	614-25	57号(1901.04.15)	制定	
11		(娼妓身体検査規則中改正)	県令第2号	1899.02.02	386-5	48号(1899.02.03)	1の一部改正	
12		娼妓身体検査所及娼妓治療所設置規程	県令第8号	1899.03.31	386-28	64号(1899.04.01)	制定	46により失効(新竹管内)
13		娼妓身体検査及娼妓治療所規則	訓令第9号	1899.03.31	386-29	65号(1899.04.02)	制定	17により一部改正。 28・44・47により失効
14	台北県	艋舺娼妓治療所職務規程	訓令第33号	1899.04.01	386-29		制定	
15		艋舺娼妓身体検査所職務規程	訓令第34号	1899.04.01	386-29		制定	
16		(娼妓身体検査所及娼妓治療所所在地改正)	県令第13号	1900.06.17	493-47	170号(1900.06.17)	12の一部改正	
17		娼妓身体検査及娼妓治療所規則中改正	県令第7号	1901.04.30	611-41	263号(1901.04.30)	13の一部改正	
18		(娼妓身体検査所及娼妓治療所所在地改正)	県令第17号	1901.11.06	611-112	322号(1901.11.06)	12の一部改正	
19	台中県	台中検徴所規程	訓令第1号	1901.01.11	612-1	186号付録(1901.01.11)	制定	
20		娼妓身体検査規則	県令第13号	1898.06.17		98号(1898.06.17)	制定	23により廃止
21		娼妓治療所規則	県令第14号	1898.06.17		98号(1898.06.17)	制定	24により廃止
22		(娼妓身体検査所設置)	県令第2号	1901.01.17	613-6	104号(1901.01.17)	制定	52により失効
23	台南県	娼妓身体検査規則	県令第3号	1901.01.17	613-6	104号(1901.01.17)	制定	50・52・82により失効
24		娼妓治療所規則	県令第4号	1901.01.17	613-6	104号(1901.01.17)	制定	52・82により失効
25		娼妓身体検査所職務規程	訓令第2号	1901.01.17	613-6	104号(1901.01.17)	制定	
26		娼妓治療所規則追加	県令第16号	1901.04.30		136号(1901.04.30)		24に追加(第12条)
27	澎湖庁	娼妓身体検査及治療規則	庁令第11号	1900.06.01	495-82		制定	86により廃止
IV. 20庁期【前期】(※1906.04.「検診標準」通達をもって前期・後期に分かつ)								
28		娼妓駆徴規則	庁令第11号	1902.06.01	731-56	62号(1902.06.01)	制定	37により廃止
29		娼妓駆徴院規程	訓令第21号	1902.06.01	731-56	62号(1902.06.01)	制定	38により廃止
30		(娼妓駆徴院ニ収容スル患者ノ治療取扱ノ件)	訓令第22号	1902.06.01	731-56	62号(1902.06.01)	制定	
31		(臺北庁娼妓駆徴院名称位置)	告示第102号	1902.06.01	731-56	62号(1902.06.01)	制定	
32		(娼妓駆徴院規程改正)	訓令第37号	1902.09.12		101号(1902.09.17)	29の一部改正	
33		(娼妓駆徴規則改正)	庁令第5号	1903.04.01	823-5	147号(1903.04.01)	28の一部改正	
34		(娼妓駆徴院規程改正)	訓令第4号	1903.04.01	823-21	147号(1903.04.01)	29の一部改正	
35	台北庁	(明治35年6月訓令第22号中削除ノ件)	訓令第5号	1903.04.01		147号(1903.04.01)	30の一部改正	
36		(明治35年6月告示第102号中削除ノ件)	告示第42号	1903.04.01	823-95	147号(1903.04.01)	31により一部改正	
37		娼妓身体検査及治療規則	庁令第1号	1904.01.30	944-1	239号(1904.01.30)	制定	56により廃止
38		艋舺婦人病院規程	訓令第9号	1904.01.30	944-36	239号(1904.01.30)	制定	
39		(娼妓駆徴院ヲ艋舺婦人病院ト改正等ノ件)	訓令第10号	1904.01.30	944-37	239号(1904.01.30)	30の一部改正	
40		(台北庁娼妓駆徴院ヲ大加藤娼妓婦人甲庄ニ移転シ艋舺婦人病院ト改称ノ件)	告示第12号	1904.01.30	945-12	239号(1904.01.30)	制定	
41		台北遊病院及艋舺婦人病院長委員事項	訓令第9号	1905.04.01		371号(1905.04.01)	制定	
42		基隆娼妓駆徴院職務規程	訓令第11号	1903.06.20	825-28	50号(1903.06.22)	制定	60により一部改正
43	基隆庁	(基隆娼妓身体検査所ト基隆治療所トヲ併合シテ基隆娼妓駆徴院ト改称スルノ件)	告示第75号	1903.06.20	826-76	50号(1903.06.22)	制定	
44		基隆娼妓駆徴規則	庁令第14号	1903.09.18	825-14	59号(1903.09.21)	制定	
45		(娼妓身体検査所及治療所ノ移転)	告示第14号	1903.01.28	833-14	80号(1903.01.28)	制定	
46	新竹庁	(新竹娼妓身体検査所及新竹娼妓治療所設置)	庁令第13号	1903.05.21	833-13	100号(1903.05.21)	制定	62により一部改正
47		新竹娼妓身体検査所及新竹娼妓治療所規則	庁令第14号	1903.05.21	833-14	100号(1903.05.21)	制定	63により廃止
48	台中庁	台中検徴所職務規程	訓令第3号	1902.01.18	736-8	19号(1902.01.23)	制定	49により一部改正。70により廃止
49		(台中検徴所職務規程中改正)	訓令第2号	1903.01.31	837-45	138号(1903.02.14)	48の一部改正	
50	嘉義庁	娼妓身体検査及治療規則	庁令第10号	1904.07.19	960-37	180号(1904.07.21)	制定	77により廃止
51		嘉義駆徴院規程	訓令甲第18号	1904.07.19	960-37	180号(1904.07.21)	制定	78により廃止
52		娼妓身体検査及治療規則	庁令第12号	1904.09.22	962-10	221号(1904.09.23)	制定	
53	台南庁	台南婦人病院規程	訓令第20号	1904.09.22	962-34	221号(1904.09.23)	制定	
54		(台南婦人病院開始ノ件)	告示第67号	1904.09.22	962-94	221号(1904.09.23)	制定	
V. 20庁期【後期】(◎は「検診治療標準」の影響による「娼妓検診及治療規則」の制定または改正)								
55	宜蘭庁	◎娼妓検診及治療規則	庁令第18号	1906.05.31	1176-8	266号(1906.05.31)	制定	
56		◎娼妓検診及治療規則	庁令第13号	1906.05.27	1174-13	488号(1906.05.27)	制定	
57	台北庁	娼妓検診及治療規則施行手続	訓令第22号	1906.05.31	1174-39	489号(1906.05.31)	制定	
		(娼妓検診並ニ治療規則ニ依ル検診日時及治療費制定ノ件)	告示第105号	1906.06.23	1174-95	495号(1906.06.23)	制定	

59	基隆庁	◎娼妓検診及治療規則	庁令第12号	1906.05.30	1175-9	178号(1906.05.30)	制定	
60		[基隆娼妓驅黥院職務規定中改正]	訓令第19号	1906.05.30	1175-27	178号(1906.05.30)	42の一部改正	
61		[基隆娼妓驅黥院ヲ基隆婦人病院ト改称ス]	告示第76号	1906.05.30	1175-48	178号(1906.05.30)	制定	
62		[明治36年5月新竹庁令13号ヲ改正シ婦人病院ヲ設置ス]	庁令第11号	1906.06.10	1179-7	267号(1906.06.15)	46の一部改正	
63		◎娼妓検診及治療規則	庁令第12号	1906.06.10	1179-8	267号(1906.06.15)	制定	
64	新竹庁	新竹婦人病院規程	訓令第39号	1906.06.10	1179-32	267号(1906.06.15)	制定	
65		[娼妓検診及治療規則ノ治療費取扱方ノ件]	訓令第40号	1906.06.10	1179-33	267号(1906.06.15)	制定	
66		[娼妓検診及治療規則第3条ノ定期検診日時ヲ定ム]	告示第54号	1906.06.10	1179-66	267号(1906.06.15)	制定	
67		娼妓検診及治療規則施行細則	訓令第41号	1906.06.25	1179-34	268号(1906.06.29)	制定	
68	苗栗庁	◎娼妓検診及治療規則	庁令第12号	1906.07.11	1178-97		制定	
69		娼妓身体検査及治療規則	庁令第22号	1906.05.01	1180-8	号外(1906.05.01)	制定	72により廃止
70		台中婦人病院規程	訓令第19号	1906.05.01	1180-28	号外(1906.05.01)	48の改正	
71		[台中検黥所ヲ台中婦人病院ト改称ノ件]	告示第58号	1906.05.01	1180-50	号外(1906.05.01)	制定	
72	台中庁	◎娼妓検診及治療規則	庁令第35号	1906.07.10	1180-15	577号(1906.07.10)	制定	
73		娼妓検診及治療規則施行手続	訓令第46号	1906.12.28		615号(1906.12)		庁報に目録があるが、本文が無い
74	彰化庁	◎娼妓検診及治療規則	庁令第11号	1906.06.21	1181-8		制定	
75		娼妓検診及治療規則取扱手続	訓令第22号	1906.10.14	1181-11		制定	
76	斗六庁	娼妓身体検査及治療所規則	庁令第16号	1906.05.01	1182-81		制定	
77		◎娼妓検診及治療規則	庁令第19号	1906.06.29	1183-7	341号(1906.06.29)	制定	
78	嘉義庁	嘉義婦人病院組織及職務規程	訓令第26号	1906.07.12	1183-27	345号(1906.07.12)	制定	
79		娼妓検診及治療規則施行手続	訓令第28号	1906.07.20	1183-27	347号(1906.07.20)	制定	
80		◎娼妓検診及治療規則	庁令第8号	1906.05.24	1184-4	368号(1906.05.24)	制定	
81	台南庁	[台南婦人病院移転ノ件]	告示第116号	1906.09.29	1184-62	389号(1906.09.29)	制定	
82		◎娼妓検診及治療規則	庁令第16号	1906.09.07	1185-9		制定	
83		[娼妓検診及治療規則中改正]	庁令第6号	1907.08.02	1294-10		82の一部改正	
84	鳳山庁	娼妓検診及治療規則施行手続	訓令第12号	1907.08.02	1294-10		制定	
85		[鳳山婦人病院規程制定ノ件]	訓令第13号	1907.08.02	1294-10		制定	
86	澎湖庁	◎娼妓検診及治療規則	庁令第13号	1906.05.21	1187-62		制定	

注1：典拠欄を「公文類纂」と「県庁報」との2欄に分けて示している。前者では、出所を簡略に示すため、該当公文書の請求番号のみを提示することにした。例えば、「9150-1」と表記されている1896年6月8日台北県令甲第1号は、請求番号が第9150号第1件である『台湾総督府公文類纂』に所収されている。一方、各地方の官報に基づいて作成された後者では、該官報の号数以外、()内では発行日を示している。

注2：「前継/後継法令」欄においてのアラビア数字は、本表の右端の「番号」欄に示されている番号と対応している。

【表2】「植民地台湾における娼妓身体検査所一覧（1906年まで）」

行政区画	身体検査治療機関名称		所在地	開設日	それまでの診療実施場所
北区	艋舺	艋舺娼妓身体検査所 →台北庁娼妓驅黥院(1902.01) → 艋舺婦人病院 (1904.01)	育嬰堂辺街 →凹科仔街(1901.04)	1896.08.19	台北医院
	滬尾	滬尾娼妓治療所 →台北庁娼妓驅黥院滬尾分院(1902.01)	龍目井街	1899.05.03	私立滬尾医院
	基隆	基隆娼妓身体検査所 →基隆娼妓驅黥院(1903.06) → 基隆婦人病院 (1906.05)	基隆堡田寮港庄	1899.05.10	基隆医院
	宜蘭	宜蘭娼妓身体検査所	宜蘭街元東門街	1901.05.04	
新竹	新竹娼妓治療所 →新竹娼妓身体検査所・娼妓治療所(1903.01) → 新竹婦人病院 (1906.06) *1907.03新竹婦人病院廃止	南門堡新竹医院内 →竹北一堡新竹街土名南門外479番戸(1903.01)	1899.04.01	新竹医院	
	台中	台中娼妓検査所 →台中検黥所(1902.01) → 台中婦人病院 (1906.05)	藍興堡大墩街	1896.11.29	
彰化	彰化娼妓検査所→彰化検黥所	彰化南門街	1898.07.17		
南区	嘉義	嘉義娼妓検査所 →嘉義驅黥院(1904.07) → 嘉義婦人病院 (1906.07)	嘉義市街戲館巷	1902.11.18	
	台南	台南娼妓身体検査所 → 台南婦人病院 (1904.10)	大西門外下南河街13番戸 →台南市辛第262、263番地(1906.09)	1898.07.01	
	鳳山	鳳山娼妓身体検査所 → 鳳山婦人病院 (1907.08)	鳳山市街大埤底街	1901.02.01	鳳山医院
	打狗	打狗娼妓身体検査所	大竹里旗后街	1901.02.01	真鍋公医診察所
西区	澎湖 媽宮娼妓身体検査所	媽宮宮内町	1896.11.29	澎湖医院	

出典：『台湾総督府公文類纂』、1902年15年保存、第9巻第6門（衛生）、「明治34年下半年梅毒検査表」（請求番号4679-4）。『台湾総督府公文類纂』、1903年15年保存、第17巻第6門（衛生）、「明治35年下半年梅毒検査表」（請求番号4737-5）。

【表3】「植民地台湾における「密売淫取締規則」及び関連法令一覧」

番号	行政機関	法令名	発布日	典拠		前継法令	後継法令
				公文類纂	県庁報・その他		
I. 3県1庁期							
1	総督府	「台湾ニ於ケル犯罪ハ帝国刑法ニ依リ之ヲ処断ス但其条項中台湾住民ニ適用シ難キモノハ別ニ定ムル処ニ依ル」 律令第4号	1896.08.14				15により廃止
2	台北県	密売淫取締規則	県令第5号	1896.06.08	9150-1		8により廃止
3		密売淫取締規則取扱心得	訓令第13号	1896.06.23	9150-1		制定
4		密売婦身体検査及治療内則	訓令第14号	1896.06.25	9150-1		9により廃止
5	台中県	密売淫取締規則	県令第6号	1896.07.30	86-54		16により廃止
II. 6県3庁期							
6	総督府	[検徴ニ付便宜取締法ヲ設クルノ件] [密売淫取締ニ関スル事項中削除ノ件]	民総第1187号ノ1 民第231号ノ1	1897.07.07 1898.01.18	133-19 248-32		
8		台北県	密売淫取締規則廃止	県令第2号	1898.02.07		128号(1898.02)
9	宜蘭庁	密売婦身体検査及治療内則廃止	訓令第1号	1898.02.07		128号(1898.02)	制定
10		売淫取締規則	庁令第8号	1897.09.03	172-5		制定
11	澎湖庁	密売淫取締規則	庁令第4号	1897.08.12	172-34	1897年	12により廃止
12		徴毒予防規則	庁令第8号	1897.10.30	172-34	1897年	制定
13	鳳山県	売淫取締規則	県令第12号	1897.12.28	9769-2		制定
14		売淫取締規則	県令第13号	1897.10.28	9769-3		制定
III. 3県3庁期							
15	総督府	「民事商事及刑事ニ関スル律令」	律令第8号				制定
16	台中県	密売淫取締規則廃止	県令第8号	1898.06.27		89号(1898.07.08)	制定
17	澎湖庁	徴毒予防規則廃止	庁令第1号	1899.06.09	392-18		制定
IV. 20庁期以降							
18	総督府	台湾違警例	府令第59号	1908.10.01		『台湾六法』	19により廃止
19		台湾違警例	府令第43号	1918.06.26		『台湾六法』	制定
20		行政諸法台湾施行令	勅令第521号	1922.12.29		『台湾六法』	制定

注：典拠欄の『台湾六法』とは、1999年に緑蔭書房が、台湾日日新報編『台湾六法』（1934）を復刻出版したものである。

【表4】『台湾日日新報』所載密売淫取締関連記事一覧（1898年1月～1922年12月）

刊行日	関連記事		刊行日	関連記事	
	タイトル	民族別		タイトル	民族別
1898.02.08	密売淫取締及密売婦身体検査規則の廃止		1901.12.26	東巷西衢／淫売の告発	本（1女）
			1902.01.24	東巷西衢／密売のお灸	本（1女）
1898.07.09	土人の密売淫	本（4女）	1902.03.11	東巷西衢／密売の告発	本（1女）
1898.10.27	艋舺の密売婦狩り	本（23女）	1902.03.12	東巷西衢／密売のお灸	本（3女）
1899.09.03	水泡集／売淫	本（1女）	1902.04.26	さまざま／密売淫	本
1899.12.21	淫売狩り	本	1902.05.10	浮世雑観／淫売	本（1女）
1899.12.22	城内の淫売狩	本（12女）	1902.05.20	密淫売二件	本（2女）
1899.12.28	淫売狩	本（数名）	1902.05.24	密淫売婦のお灸	内（3女）
1900.01.15	土人の淫売	本（2女）	1902.05.27	浮世めがね／淫売	本
1900.03.28	城内の淫売狩り	内（数名）	1902.06.11	浮世めがね／密売屋臨検	本
1900.03.29	淫売処分	本（1男1女）	1902.06.15	浮世めがね／密淫売臨検	本
1900.04.17	市井雑組／淫売	本（2女）	1902.06.15	浮世めがね／密売淫露見	本
1900.04.28	彰化の売淫婦	本	1902.06.21	浮世めがね／淫売のお灸	本
1900.05.30	淫売の科料	本（4女）	1902.06.25	浮世めがね／淫売の現行	本（1男1女）
1900.05.31	淫売の処分	本（3女）	1902.07.05	浮世めがね／淫売の告発	本
1900.06.27	淫売婦の処分	本（数十名）	1902.07.06	浮世めがね／淫売の処分	本（5女）
1900.11.18	密売告発（漢）	本（4女）	1902.07.06	売淫処罰（漢）	本（2女1男）
1900.12.06	淫売狩り	本（6女）	1902.07.17	浮世めがね／密売の取押	本（1女1男）
1900.12.22	売淫科罰（漢）		1902.07.23	基隆の密淫売	内（2女）
1901.02.13	艋舺の淫売狩り	本（数名）	1902.07.25	基隆の密淫売	内（3女）
1901.03.01	密淫売犯の処分	内（3女）	1902.07.27	基隆の密淫売	内（1男1女）
1901.09.24	基隆の密淫売	内（2女）	1902.09.13	浮世めがね／淫売のお灸	本（1女）
1901.10.08	淫売婦の科料	内（2女）	1902.09.28	淫売の嫌疑	内（1男）

1902.10.08	売淫須成（漢）		1908.03.21	密売検挙	本（1女）
1902.10.11	基隆の売淫狩	内（2女）	1908.05.14	鳳山の密売売検挙	
1902.10.11	密売淫のお灸	本（3女2男）	1908.07.19	密売売の大検挙	
1902.10.15	浮世めがね／密売売処分	本（6女）	1908.07.24	淫売のお灸	本（1女1男）
1902.10.17	浮世めがね／薄雲の密売	内（1女）	1908.08.11	門楼上で売淫	内（1女）
1902.10.25	密売売一網	本（6女）	1908.09.04	密売売告発さる	内（3女）
1902.11.16	浮世めがね／密売売	本（1女）	1908.09.09	淫売のお目玉	本（2男1女）
1902.12.03	浮世めがね／淫売の嫌疑	内（1女）	1910.01.09	淫売代の抵当	本（2女1男）
1902.12.05	密売売	本	1910.07.17	淫売検挙	本（1女）
1902.12.06	売淫告発（漢）（同前）	本	1910.08.04	密売婦の告発	本（1女）
1903.01.09	密売売の処分	内（2女1男）	1910.10.22	果して密売売	本（1女）
1903.03.03	淫売婦のお灸	本（1男1女）	1910.11.13	密売婦の検挙	内（1男3女）
1903.03.13	百二十圓の淫売	本（1女）	1910.12.10	淫売屋の処分	内（1男）
1903.04.16	淫売の灸	本（1女）	1911.02.26	七面帳／淫売	本（1女）
1903.07.24	地獄の地獄行き（女房の淫売）	本（1女）	1911.06.20	七面帳／売淫	本（1女）
1903.07.24	女郎屋で密売売	本（1男1女）	1911.12.29	淫売の自首	内（3女）
1903.09.06	途中で売淫	本（1女）	1912.09.25	七面帳／淫売をさす	本（1男）
1903.10.24	密売売	本（2女）	1912.12.10	七面帳／密売を強ふ	本（1男1女）
1903.12.20	土人淫売の拘留	本（3女）	1914.07.24	不都合なる悪漢 処女を誘拐して売淫を強ゆ	本（1男1女）
1903.12.23	図々しい淫売共	本（4女）	1914.07.26	拐誘婦女売淫（漢）（同前）	本（1男1女）
1904.04.22	淫売狩	本（6女）	1915.05.01	変装売淫（漢）	内（3女）
1904.05.14	妓楼の密売婦	本（2女）	1916.09.12	昼間の淫売	内（1女）
1904.07.01	密売が姦通		1917.11.05	台中臨検 密売売婦増加	本・内
1904.10.09	淫売宿	本（1男）	1918.03.03	東京廃密売売（漢）	内
1904.10.12	臨月で有夫で開して淫売	本（1女）	1918.04.30	台南／密売売取締勵行	
1904.11.06	売淫の過怠金	本（2女）	1918.07.23	娼妓の科料 廊外で密売の為め	
1904.12.14	女郎屋の密売売	本（1男1女）	1918.07.24	娼妓科料在寮外密売（漢）（同前）	
1905.01.25	土人の密売売	本（1男1女）	1918.09.19	台中／淫売六名告発	本（6女）
1905.01.26	密売売之受罰（漢）（同前）	本	1918.12.13	台南／淫売科料	内
1905.02.15	売淫受罰（漢）	本（1男3女）	1918.12.21	風紀取締厲行 淫売婦の跋扈	
1905.02.17	売淫受罰（漢）	本	1919.02.20	淫売を強ゆ	本
1905.04.22	頂新街の淫売狩	本（3女）	1919.03.07	密売売狩り 台中警察の活動	本（7女）
1905.09.21	自宅に淫売を引入れる	本（数名）	1919.03.08	大狩密売売（同前）	本（7女）
1905.12.07	密売売婦の処分	内（2女）	1919.08.07	花柳／本島人淫売狩	本（数名）
1906.02.02	密売の処分	内（3女）	1919.10.10	花柳たより／淫売の検挙	内（5女）
1906.02.04	淫売のお灸	本（1男1女）	1919.10.14	嘉義／城隍爺祭と淫売	本（6女）
1906.02.07	密売売の処分	内（2女）	1920.03.19	はきよせ／内地服の淫売	本（1女）
1906.02.14	密売の処分	内（2女）	1921.04.09	嘉義短信／金五銭売淫	本
1906.02.16	密売の過怠金	本（1女）	1921.07.22	台南近信／密売売告発	
1906.03.18	女郎屋の密売売	本（1男3女）	1921.07.27	台南／淫売屋上げらる	内（2女）
1906.05.08	密売の灸	本（1男3女）	1921.09.25	密売売の処分	内（1男1女）
1906.08.14	密売売のお灸	本（4女）	1921.11.08	淫売の媒介で	本（1女）
1906.08.17	密売売婦の出稼	本（女数名）	1921.11.09	台南／密売売狩り	本（8女）
1906.10.13	密売売の検挙	本（2女）	1922.01.29	台南／新町の淫売	本
1906.12.07	無断宿泊と密売	本（1男1女）	1922.03.14	淫売の藪蛇	本（1女1男）
1907.01.15	密売淫宿	本（1男）	1922.05.13	密売売にお灸	本（1女）
1907.02.19	貸座敷内密売売取締規則		1922.05.13	密売売にお灸	本（1女）
1907.02.24	密売検挙	本（1女）	1922.05.13	恐しい毒を持つ 密売売婦 安物買は鼻の用心	本（4女）
1907.04.16	密売売検挙	本（2女）	1922.07.03	高雄／少女の売淫	本（1女）
1907.04.27	密売者処分	本	1922.07.04	小女売淫（漢）（同前）	本（1女）
1907.04.27	台南淫売狩り	本	1922.09.08	果して詐欺か 黙認されて居る 酌婦の密売売とその廃業	内
1907.06.06	善部童悪部童／密売の灸	本（1女）	1922.10.29	北署で淫売狩り 十六人捕まる	本（16女）
1907.06.07	善部童悪部童／淫売検挙	本（1女）	1922.11.21	恐ろしい密売	本（1女）
1907.09.27	善部童悪部童／密売婦	本（1女）	1922.11.22	可怖之密売売者（漢）（同前）	本（1女）
1907.09.28	善部童悪部童／密売検挙	本（1女）	1922.11.25	密売売婦と其病毒	本（5女）
1907.11.10	台北の淫売婦	本			
1907.11.19	市井雑事／美貌の淫売婦	本（1女）			

【凡例】 本島人密売淫者の相手：本島人男性 内地人男性 両方

注：漢文版の場合、タイトルの最後に（漢）を記入して示す。また、「民族別」一欄では、密売淫と関わって取り締まられていたものの民族出身について、本島人を「本」、内地人を「内」と表記し、不明の場合では空白にする。

出典：『台湾日日新報資料庫』（<http://www.tbmc.com.tw/tbmc2/cdb/intro/Taiwan-Jnewspaper.htm>）により筆者が作成。

【表5】「台北県（庁・州）における「芸妓酌婦取締規則」および関連法令一覧】

番号	法令名	発布日	典拠		前継法令	後継法令	
			公文類纂	県庁州報			
3県1庁期～6県3庁期（1896.04～1898.05）							
1	料理屋取締規則	県令甲第7号	1896.06.25	88-5		制定	5・6により一部改正。10により廃止
2	芸妓営業取締規則	県令甲第8号	1896.06.25	88-6		制定	12により失効
3	飲食店営業取締規則	県令甲第9号	1896.06.30	88-7		制定	7により一部改正。10により廃止
4	料理屋取締規則施行心得	訓令第19号	1896.06	387-31		制定	
5	料理屋取締規則中改正	県令第37号	1896.12.11	86-21	38号（1896.12.12）	1の一部改正	
3県3庁期（1898.06～1901.10）							
6	料理屋取締規則中改正	県令第24号	1899.09.19	387-31	103号（1899.09.19）	1の一部改正	
7	飲食店営業取締規則改正	県令第25号	1899.09.19	387-31	103号（1899.09.19）	3の一部改正	
8	料理屋取締規則施行心得中改正	訓令第100号	1899.09.19	387-31	103号（1899.09.19）	4の一部改正	
9	飲食店営業取締規則執行心得	訓令第101号	1899.09.19	387-31		制定	
20庁期（1901.11～1909.09）							
10	料理店飲食店取締規則	庁令第12号	1902.06.29	731-67	73号（1901.06.29）	制定	13により廃止
11	料理店飲食店取締規則中改正	庁令第15号	1902.08.05	731-83	88号（1902.08.05）	11の一部改正	
12	芸妓稼業取締規則	庁令第21号	1904.06.15	944-20	288号（1904.06.15）	制定	
13	料理屋飲食店営業取締規則	庁令第24号	1904.09.05	944-23	316号（1904.09.05）	制定	
14	芸妓稼業取締規則施行手続	訓令第33号	1904.07.03	944-59	292号（1904.07.03）	制定	
15	料理屋飲食店営業取締規則施行手続	訓令第40号	1904.10.21	944-66	327号（1904.10.21）	制定	
12庁期（1909.10～1920.09）							
16	芸妓酌婦取締規則施行細則	庁令第8号	1911.10.22	1784-8	1035号（1911.10.22）	制定	
17	芸妓酌婦取締規則施行手続	訓令第29号	1911.10.22	1784-40	1035号（1911.10.22）	制定	
18	料理屋飲食店取締規則施行手続	訓令第33号	1911.12.30	1784-43	1049号（1911.12.30）	制定	
19	芸妓酌婦取締規則施行細則中改正	庁令第2号	1918.02.10		625号（1918.02.10）	16の一部改正	
20	芸妓酌婦取締規則施行細則中改正	庁令第5号	1919.06.20		818号（1919.06.20）	16の一部改正	
5州2庁期（1920.10～1926.06）							
21	芸妓酌婦取締規則施行細則	州令第18号	1920.12.01		29号（1920.10.01）	制定	
22	芸妓酌婦取締規則施行手続	訓令第19号	1920.12.01		29号（1920.10.01）	制定	
23	芸妓酌婦取締規則施行細則中改正	州令第12号	1921.04.08		72号（1921.04.08）	21の一部改正	
24	料理屋飲食店取締規則	州令第39号	1922.09.19		284号（1922.09.19）	制定	
25	芸妓酌婦取締規則	州令第46号	1922.09.27		288号（1922.09.27）	制定	
26	芸妓酌婦取締規則手続	訓令第54号	1922.09.27		288号（1922.09.27）	制定	
27	料理屋飲食店取締規則施行手続	訓令第61号	1922.10.07		291号（1922.10.07）	制定	
5州3庁期（1926.07～1945.10）							
28	料理屋飲食店取締規則中改正	州令第20号	1927.09.08		90号（1927.09.08）	24の一部改正	
29	料理屋飲食店取締規則中改正	州令第5号	1928.09.14		244号（1927.09.14）	24の一部改正	
30	料理屋飲食店取締規則施行手続中改正	訓令第16号	1928.09.14		244号（1927.09.14）	27の一部改正	
31	舞踏取締規則	州令第1号	1932.02.07		750号（1932.02.07）	制定	
32	舞踏取締規則取扱手続	訓令第7号	1932.05.14		801号（1932.05.14）	制定	
33	料理屋飲食店取締規則中改正	州令第1号	1938.01.11		1403号（1938.01.11）	24の一部改正	

注

- 1 植民地台湾において公娼制の導入が急がれた背景としては、軍政期から民政移行直後にかけて日本軍の軍人・軍夫による性暴力事件が頻発したこと、彼らのあいだに性病が蔓延したことが大きかった。このように、植民地台湾において公娼制を中核とする買売春管理体制が構築されていくうえで、当初は軍の存在が大きな要因だったのであるが、民政移行後に一般民間人の渡台が解禁されると、支配当局は、植民者を新領地に定着させ植民者の社会を拡大していくうえでも植民者男性を性病から守ることが重要であると考えられるようになる（以上については、張曉旻「植民地台湾における公娼制導入の背景」〔神戸大学大学院国際文化学研究所日本学コース『日本文化論年報』第13号、2010年〕参照）。本稿で扱う時期は、植民地台湾において内地からの植民者の社会が形成されていった時期にあっており、公娼制を中核とする買売春管理体制の構築においても、軍という要因に加えて内地からの植民者という要因が重要性を増していった時期にあっている。本稿では、以上のことを踏まえたうえで、「在内地人社会」という言葉を用いることとしたい。
- 2 石川忠一『台湾警察要論』（台北：新高堂書店、1915年）によれば、「娼妓」とは、貸座敷を稼業の場として「官許ヲ得テ売淫ヲ為ス」女性（337頁）、すなわち売春行為が公認された「公娼」のことである。
- 3 「密売淫者」とは、「娼妓ニ非シテ報酬ヲ得テ他人ト淫行ヲ為ス者」のことで（石川前掲書、359頁）、売春行為が公認されていなかったため、犯罪者として取り締まられることになった。
- 4 「客席ニ於テ歌舞音曲ヲ演スル」（石川前掲書、353頁）「芸妓」と「客席ニ於テ給仕斡旋ヲ為ス」（石川前掲書、353頁）「酌婦」は、法的には売春行為を禁じられていたが、「密売淫常習者」・「取締上最モ注意ヲ要スル者」（石川前掲書、361頁）と認識されていた。「芸」を生業とする「芸妓」と「給仕斡旋」を生業とする「酌婦」は就業内容が異なるが、1911年に至ると同一の取締法令（府令第69号、後述）で取り締まられるようになる。またその法令では健康診断書の提出や娼妓に準じる遵守事項などが規定されているから、売春行為が黙認されることの多かった芸妓酌婦は、「公娼」=娼妓と「私娼」=密売淫者との間に位置する曖昧な存在として取締の対象とされていたと言える。本稿では、売春行為が黙認されることの多かった存在として芸妓酌婦を一括して検討することにする。
- 5 藤永社「植民地台湾における公娼制度の導入とその変遷—法令の分析を通じた基礎的考察—」（『日本帝国』の支配地域における公娼制度と接客業の実態分析、平成14～16年度科学研究費補助金（基盤研究C・2）研究成果報告書）、2005年。
- 6 張曉旻「植民地台湾における公娼制の確立過程（1896-1906年）-「貸座敷・娼妓取締規則」を中心に」（『現代台湾研究』第34号、2008年9月）。
- 7 慢性伝染病のなかでも、結核やハンセン病については近年研究が始まっている。たとえば、張淑卿「日治時期台湾的結核病防治政策与議論」（『台湾史研究』第13巻第1期、2006年6月）、芹澤良子「ハンセン病をめぐる政策と伝道—日本統治期台湾における事例から」（『歴史学研究』834号、2007年11月）、范燕秋「癩病療養所與患者身分的建構：日治時代台湾的癩病社会史」（『台湾史研究』第15巻第4期、2008年12月）などがある。
- 8 『台湾総督府公文類纂』、1906年15年永久保存、第3巻第3門（警察）、「娼妓検診及治療規則標準各庁長へ通達ノ件」（請求番号4884-22）。
- 9 「検診」と「治療」に関する以下の具体的説明は、1896年6月8日に発布された台北県令甲第2号「娼妓身体検査規則」と同県令甲第3号「娼妓検査所規則」に基づいている。他の地方官庁が発布したこれらに相当する法令もほぼ同じ内容である。
- 10 「婦人病院」とは「娼妓取締規則によってその営業を認められた土地に設けられた公娼患者の性病専門病院であるが、密売淫者及び業態上売淫行為の虞れある芸妓、酌婦の検診も此処で行われてきた」医療施設を指す（丸山芳登『台湾の医事衛生業績』私家版、1957年、118頁）。日本敗戦の時点で、台湾全域には台北・基隆・台中・嘉義・台南・高雄・花蓮港・馬公の8都市に婦人病院が設置されていた（行政院衛生署編『台湾地区公共衛生發展史（二）』台北：同署、1995年、206頁）。
- 11 『台湾総督府公文類纂』、1903年15年追加、第1巻第6門（衛生）、「娼妓身体検査規則其他ニ関スル照会ノ件」（請求番号4778-16）。
- 12 これら5府県に照会した理由は、内地人娼婦の多くがこの5府県の出身だったことによると推測される。1902年末の時点で在内地人女性の総人数の約4分の1をこの5府県出身者が占めていた（台湾総督府総督官房文書課『台湾総督府第6統計書』、1904年）。

- 13 『台湾総督府公文類纂』、1903年15年追加、第1巻第6門（衛生）、「娼妓身体検査規則其他ニ関スル照会ノ件」（請求番号4778-16）。
- 14 総督府がそのように意図したのは、当時の台湾における娼妓と内地人男性の性病罹患率の高さに危機感を抱いてのことと考えられる。1900年代の日本内地の娼妓の性病罹患率は平均3.4%だったのに対し（山本俊一『日本公娼史』中央法規出版、1983年、471頁）、植民地台湾の場合は平均4%を超えており、1903年の時点では5.6%にも達していた（台湾総督府『台湾統計要覧』、1912年、390頁）。また、『陸軍ニ於ケル花柳病 並地方花柳病蔓延ノ状況調査（明治41年7月）』によると、台湾軍管下で徴兵検査を受けた壮丁の梅毒罹患率の1904～06年の平均は9.78%で、帝国日本の全師団（第1～12師団、近衛師団）中最高だった（早川紀代編『陸軍に於ける花柳病』不二出版、2002年、52-55頁）。以上から、娼妓の場合も、一般成年内地人男性の場合も、植民地台湾のほうが日本内地よりも性病罹患率が高かったことがわかる。
- 15 当時の検診治療施設では、性病にかかった娼妓を収容しきれないなどの問題がしばしば発生していた。「駆黴院設置の計画」（『台湾日日新報』1902年4月29日）、「娼妓治療所移転の計画」（同5月3日）。
- 16 藤井志津枝「1904-1905年日露戦争と台湾」（『問題と研究』第37巻第2号、2008年4月）、118頁。
- 17 例えば、日露戦争勃発後の艋舺貸座敷区域では「三味の音を絶つ夜」もあり、遊客も半減した様子だったという（『日露戦争巷談』『台湾日日新報』1904年2月26日）。
- 18 台湾の娼妓の総人数に注目してみると、その数は1903年837人、1904年774人、1905年701人と、減少している（朱徳蘭編『台湾慰安婦関係資料集』不二出版、2001年、50-51頁）。
- 19 『台湾総督府公文類纂』、1906年15年保存、第3巻第3門（警察）、「娼妓検診及治療規則標準各庁長へ通達ノ件」（請求番号4884-22）。
- 20 『台湾総督府公文類纂』、1906年永久保存、第10巻第3門（警察）、「貸座敷及娼妓規則標準各庁長へ通達ノ件」（請求番号1164-11）。
- 21 『台湾総督府公文類纂』、1906年15年保存、第3巻第3門（警察）、「娼妓検診及治療規則標準各庁長へ通達ノ件」（請求番号4884-22）。
- 22 第13条には、「検診及治療ニ要スル経費ハ地方税ヲ以テ支弁ス」とある。
- 23 『台湾総督府公文類纂』、1906年15年保存、第3巻第3門（警察）、「娼妓検診及治療規則標準各庁長へ通達ノ件」（請求番号4884-22）。
- 24 同前。
- 25 1896年5月に各地方官庁は貸座敷、料理屋、娼妓、芸妓などの売春関連諸営業を取り締まる権限を総督府から委譲されている。中央としては表向きは買売春を認めないが、地方に買売春管理の権限を委譲することにより買売春を黙認するというシステムは、日本内地の公娼制と同様のシステムであり（山本前掲書、223-225頁）、日本による台湾支配の当初から1906年の統一化を経て光復後まで維持されているシステムである。
- 26 『台湾総督府公文類纂』、1906年15年保存、第3巻第3門（警察）、「娼妓検診及治療規則標準各庁長へ通達ノ件」（請求番号4884-22）。
- 27 1896年8月14日に律令第4号「台湾ニ於ケル犯罪ハ帝国刑法ニ依リ之ヲ処断ス但其条項中台湾住民ニ適用シ難キモノハ別ニ定ムル処ニ依ル」が發布された。帝国刑法を「適用シ難」いため特別に制定された法令は、この時点では「台湾阿片令」のみであった。台湾には基本的に帝国刑法が延長施行されていた（外務省条約局法規課編『日本統治下五十年の台湾（「外地法制誌」第三部の三）』外務省条約局、1964年、86頁）。
- 28 刑法第425条の原文は以下の通りである。「第425条 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ3日以上10日以下ノ拘留ニ処シ又ハ1円以上1円95銭以下ノ科料ニ処ス。十. 密ニ売淫ヲ為シ又ハ其媒合容止ヲ為シタル者」（山本前掲書、751頁）。
- 29 『台湾総督府公文類纂』、1897年甲種永久保存、第13巻第6門（衛生）、「検黴ニ付便宜取締法ヲ設クルノ件」（請求番号133-19）。
- 30 同前。
- 31 同前。
- 32 2法令の発布時期の差は2ヶ月だけであるが、継承関係がある。ただし、1897年8月澎湖庁令第4号については、現段階では第1条、第3条しか確認できないため、比較の観点から両法令の関連性を検討することはできない。

- 33 1900年6月1日に法律第84号「行政執行法」（全3条）が公布された。その第2条には密売淫現場への強制立ち入りが規定されており、第3条には密売淫犯に対して検診を受けさせ必要のある場合に入院治療を行うことが明示されている。こうして、「行政執行法」の公布によって、日本内地においては密売淫者に対する強制性病検診治療制が確立した。（山本前掲書、1983年、408-409頁、754頁）。
- 34 『台湾総督府公文類纂』、1898年甲種永久保存、第9巻第6門（衛生）、「密売淫取締ニ関スル事項中削除ノ件」（請求番号248-32）。
- 35 『台湾総督府公文類纂』、1898年甲種永久保存、第9巻第6門（衛生）、「検梅ニ関スル件」（請求番号248-32）。
- 36 訓令民第231号ノ1によって密売淫取締規則を廃止した地方官庁としては台北県、台中県、澎湖庁の3県庁が確認できる。【表3】に示したように、他の2県庁（鳳山県、宜蘭庁）では密売淫取締規則を廃止したかどうか、現段階では確認できない。
- 37 外務省条約局法規課編、前掲書、89-90頁。台湾日日新報社編『台湾六法（編集復刻版）』緑蔭書房、1999年。
- 38 日本内地で1907年4月24日法律第45号をもって改正刑法（現行刑法）が公布され、翌年6月勅令第163号をもって同年10月より施行された。この改正刑法では、旧刑法のなかの違警罪に関する規定（425条～430条）は除外され、「警察犯処罰令」（1908年9月29日内務省令第16号）として独立され、改正刑法と同時に施行された。日本内地の刑法改正と連動して、植民地台湾でも、1908年8月28日律令第9号をもって「台湾刑事令」、同年10月府令第59号をもって「台湾違警例」が公布された。したがって、密売淫取締は、1908年10月までは刑法第425条第10項、それ以降は「台湾違警例」第1条第49項に依拠して行われた（安部正直「警察犯処罰令と違警罪即決例の沿革」『警察学論集』第19巻第11号、1966年11月。外務省条約局法規課編、前掲書、87-88頁）。
- 39 記事を整理するにあたっては、漢珍数位図書出版会社が製作した『台湾日日新報資料庫』のデータベース（<http://www.tbmc.com.tw/tbmc2/cdb/intro/Taiwan-jnewspaper.htm>）を利用した。「売淫」「淫売」「密売」をキーワードとして検索し、密売淫取締および密売淫者に対する処置が書かれた記事を整理して一覧表（【表4】）を作成した。【表4】には156件の記事が挙げられているが、同じ記事の日本語版と漢文版が挙げられている例を除くと、事例としては149件となる。密売淫者やその媒介者が引致・処分された事件すべてが新聞記事となったわけではないので、【表4】はデータとしては不完全であるといわざるをえないが、しかし、このように新聞記事を通時的に追跡することによって当該期間の大体の傾向を読み取ることはできると考えている。
- 40 また同年11月以降には性病検診に言及する記事が2件掲載されている。
- 41 密売淫者の性病検診治療に関する条文が削除された1898年は、欧米諸国と結んだ改正条約が発効する1899年の前年にあっている。そのことを考慮に入れると、条約改正にあつて欧米諸国の反発を招くようなことはしたくないというのが条文削除の真の理由であり、人権上の配慮という理由は建前にすぎなかったのではないかと考えられる。
- 42 芸妓酌婦のそれぞれに対して取締法令を制定した地方官庁もあった一方、両者を一括して取締法令を制定した地方官庁もあった。たとえば、台中県令第13号「芸妓酌婦取締規則」（1898年8月）は前者の例、宜蘭庁令第17号「酌婦稼業取締規則」（1898年10月）は後者の例である。
- 43 『台湾総督府公文類纂』、1896年永久保存、第55巻第3門（警察）、「県令訓令告示内訓告諭原議綴（元台北県）」「芸妓営業取締規則」（請求番号9150-1）。
- 44 『台湾総督府公文類纂』、1904年永久保存、第17巻第4門（文書）、「台北庁令第21号芸妓稼業取締規則」（請求番号944-20）。『台北庁報』第288号、1904年6月15日。
- 45 『台湾総督府公文類纂』、1902年乙種永久保存、第19巻第4門（文書）、「料理屋飲食店取締規則（台北庁令第12号）」（請求番号731-67）。『台北庁報』第73号、1902年6月29日。
- 46 『府報』第3330号、1911年9月20日。
- 47 『台湾総督府公文類纂』、1911年永久保存（追加）、第13巻第3門（警察）、「府令第69号芸妓酌婦取締規則」（請求番号1900-2）。
- 48 「府令第69号」の公布後、芸妓酌婦の取締法令を公布した地方官庁として、現段階で確認できるのは、宜蘭庁、台北庁、台中庁、嘉義庁、台南庁、阿猴庁、台東庁、花蓮港庁、澎湖庁である。
- 49 『台湾総督府公文類纂』、1911年永久保存、第18巻第5門（地方）、「台北庁令第8号芸妓酌婦取締規則施行細則ヲ定ムル件」（請求番号1784-8）。『台北庁報』第1035号、1911年10月22日。

-
- 50 『台湾総督府公文類纂』、1911年永久保存、第18巻第5門（地方）、「台北庁訓令第29号芸妓酌婦取締規則施行手續ヲ定ムル件」（請求番号1784-40）。『台北庁報』第1035号、1911年10月22日。
- 51 『府報』第3330号、1911年9月20日。
- 52 『台湾総督府公文類纂』、1915年15年保存、第3巻第3門（警察）、「芸妓酌婦疾患治療ニ関スル件」（請求番号5896-15）。
- 53 鷺巣敦哉『台湾警察四十年史話』（私家版、1938年）、154頁。
- 54 『台北州報』第288号、1922年9月27日。
- 55 『台北庁報』第1035号、1911年10月22日。
- 56 1920年代に入ると、台北州以外の地方官庁の多くにおいても、芸妓酌婦に対する身体管理を強化する傾向が見られる。たとえば、1920年代に入ると、新竹州は月2回（1921年2月新警衛第534号「健康診断施行方ノ件」（警務部長より各郡守へ通達）、新竹州警務部編纂『新竹州警察法規（全）』同州発行、1922年、926-927頁）、高雄州は月1回（1923年5月高警衛第1248号「芸妓酌婦健康診断ニ関スル件」（警務部長より高雄郡守へ通達）、高雄州警務部編纂『高雄州警察法規』同州発行、1922年、960頁）、台東庁は週1回（1921年2月15日東警第157号「芸妓酌婦健康診断ニ関スル件」（警務課長より台東支庁長へ通達）、台東庁警務課編前掲書、853頁）、芸妓酌婦に対する性病検診を実施するようになる。
- 57 台北州警務部編『台北州警察法規（全）』（台北州警務部、1923年）、629頁。
- 58 「席貸」とは「席料其他名義ノ如何ニ拘ハラズ報酬ヲ受ケ客室又ハ集会場ヲ貸与スルヲ以テ目的ト為ス営業」を指す。「貸座敷」とは「座敷ヲ供シ娼妓稼ヲ為サシムヲ以テ目的トナス営業」のことである（『台湾総督府公文類纂』、1904年永久保存、第56巻第11門（警察監督）、「席貸外三業貸座敷・料理店・飲食店区分標準各庁長へ通牒ノ件」（請求番号983-2））。
- 59 台北州警務部編前掲書、1923年、629頁。
- 60 台北州管内の本島人酌婦は1922年から統計上に現れてくる。その人数は、1928年までは20人前後だが、1929年に至ると一気に40人へと激増している（朱徳蘭編『台湾慰安婦関係資料集』不二出版、2001年、54-57頁）。このような本島人酌婦の激増は、おそらく、1928年4月7日に大稻埕地区に本島人の貸座敷区域が指定されたことと関連している（台北市文献委員会編『台北市史』巻四〔社会志〕、台北市政府、1988年、180頁）。ただし、注意を要するのは、貸座敷区域が指定されたにもかかわらず、本島人娼妓数はまったく増加せずかえってゼロまで減少していく一方、本島人酌婦の人数は常に400人台を維持していたということである。これは、1922年以後、本島人酌婦を「準公娼」として取り扱うような管理構造が構築されていったからにはほかならない。